

# 稲城市介護保険事業計画（第8期）

## 策定支援等業務委託仕様書

1 件 名 稲城市介護保険事業計画（第8期）策定支援等業務委託

2 履行期間 契約日の翌日から令和3年3月31日まで

3 履行場所 指定場所

#### 4 目 的

本業務は、国や東京都の動向、稲城市（以下「市」という。）の高齢者の状況等を的確に把握し、取り組むべき課題や施策の方向性、サービス目標量等を定める「稲城市介護保険事業計画（第8期）」（以下「事業計画」と言う。）策定について、豊富な経験と高い専門知識から総合的に支援することを目的とする。

#### 5 内 容

##### (1) 日常生活圏域ニーズ調査の実施、集計及び分析等支援（平成31（2019）年度）

調査対象 (市が抽出)	①要支援・事業対象者 ②要介護1・2 ③無作為抽出（65歳以上）
サンプル数	合計 2,800人程度
調査方法	郵送による
集計方法	単純集計、属性別クロス集計、各設問について地区別（10地区）・日常生活圏域別（4圏域）・市全域の集計、その他分析上必要な設問間のクロス集計

ア 日常圏域ごとの高齢者の意識、生活実態、健康状態、介護環境等を調査するとともに、介護している家族の生活実態や抱える問題等を調査し、日常生活や地域における課題、サービスの利用状況、ニーズ等の把握を行う。

イ 調査は無記名調査で実施する。

ウ 事業者は、国が示した調査項目をもとに調査票の設計を支援し、完成した調査票を印刷する。調査票は設問数60問前後、A4版14ページ程度を予定する。

エ 返信用封筒（長3サイズ）及び宛名シールは市が用意し、市役所で事業者へ受け渡しを行う。発送等による受け渡しを希望する場合は、その料金は事業者が負担する。

オ 事業者は、調査票発送用封筒を作成し、調査票及び返信用封筒を封入封緘し、宛名シールを貼付したものを市に納品する。

- カ 対象者への調査票の発送及び回収に要する郵便料は、市が負担する。
- キ 対象者への礼状及び督促状の送付は行わない。
- ク 対象者から返信された封筒は市が開封し、調査票は一定期間又は一定数量に達するごとに市役所で事業者へ受け渡しを行う。発送等による受け渡しを希望する場合は、その料金は事業者が負担する。
- ケ 事業者は、集計終了後、調査結果データ及び報告書を電子データで市へ納品する。
- コ 調査結果データの電子データ形式は、Microsoft Excel版及びPDF版とし、報告書の電子データ形式は、Microsoft Word版及びPDF版とする。
- サ 報告書の作成にあたっては、印刷時を考慮し、グラフの濃淡をつける等、1色印刷でも見やすい工夫を施すこと。
- シ 事業者は、集計結果に基づき市が行う分析業務を支援する（課題抽出及び施策の提案に関する助言等）。

## (2) 介護保険運営協議会の運営支援（令和2（2020）年度）

- ア 事業者は、事業計画の策定に関する事項等を審議する場である介護保険運営協議会について、令和2年4月から令和3年1月までの月1回程度の会議（市民懇談会1回を含む）に出席する。議題によっては説明員として説明を行う場合がある。
- イ 事業者は、会議資料（原データ）の作成、協議事項に関するアドバイス等の支援を行う。
- ウ 事業者は、議事録を作成（開催後3週間程度）し、電子データ（Microsoft Word版）にて納品する。

## (3) 施策検討のための支援及びサービス量等推計支援（平成31（2019）・令和2（2020）年度）

- ア 事業者は、市が提供する給付実績データ等（地域包括ケア「見える化」システムによるデータ等）に基づき、介護認定者の推移、サービスの利用状況、給付実績に関する給付状況の分析を行う。
- イ 事業者は、地域包括ケアシステムの構築に関する事項、介護保険料に関する事項、介護給付費等に関する事項、介護予防の推進に関する事項、地域密着型サービスの整備に関する事項、地域包括支援センターに関する事項、その他事業計画に掲載する事項等についての検討の支援を行う。
- ウ 事業者は、施策検討のための支援にあたり、資料作成、必要な助言、事例紹介、制度改正及び報酬改定等の情報提供を市に行う。

エ 事業者は、市が行うサービス量等推計作業を支援する。

オ 人口推計については市が作成するデータを用いるが、事業者は、必要に応じて提案及び推計支援を行う。

#### (4) 第7期計画の事業実績評価支援（令和2（2020）年度）

事業者は、市が行う稲城市介護保険事業計画（第7期）における第3部及び第4部の施策及び事業（市ホームページに掲載）に対する実績評価の分析や、計画値と実績値との乖離等の点検及び整理（給付分析等）の支援を行う。

#### (5) 事業計画書作成支援（令和2（2020）年度）

ア 事業者は、現状の分析結果や国の発出する「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」を踏まえ、計画骨子案・計画素案を提案する。

イ 事業者は、市が行う執筆・校正・編集等事業計画書作成に関する一連の作業を支援する。

ウ 事業者は、事業計画書の作成に必要な各種資料の電子データ（形式は都度相談）を納品する。

エ 事業者は、市民懇談会、市民意見公募等で配布する事業計画の中間取りまとめをA4版の用紙に印刷したもの及び電子データを納品する。印刷部数は50部程度（参考：第7期計画策定時の中間とりまとめは1部85枚）を予定する。電子データの形式は、Microsoft Word版及びPDF版とする。また、市民懇談会における説明資料を電子データで作成し、納品する。電子データの形式は、Microsoft PowerPoint版とする。

オ 事業者は、事業計画書の電子データを作成し、納品する。事業計画書は、スミ1色、180ページ程度を予定する。電子データの形式は、Microsoft Word版及びPDF版とする。事業計画書の冊子印刷は不要。

カ 事業計画書の作成にあたっては、印刷時を考慮し、グラフの濃淡をつける等、1色印刷でも見やすい工夫を施すこと。

#### (6) その他事業計画の策定に関する支援（令和2（2020）年度）

ア 打ち合わせは、一月当たり2回程度を予定する。ただし、市が必要でないと判断した場合は、この限りでない。また、事業者は、打ち合わせ等で話し合われた内容について記録を作成し、市へ提出する。

イ 事業者は、国の発出する「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に精通し、当該指針の内容を満たすと共に、市の策定する長期総合計画、保健福祉総合計画、医療計画等との整合が図られた計画

となるよう支援する。

## 6 その他

- (1) 市及び事業者は、日常生活圏域ニーズ調査及び事業計画に係る事項について、今後新たな方針が国及び東京都から示される等状況が変化した場合には、協議の上、本業務内容を変更することができる。
- (2) 市は、業務の進捗状況の確認のため、事業者から随時報告を聞くことができる
- (3) 委託料は、「5 (1)日常生活圏域ニーズ調査の実施、集計及び分析等支援」及びその他の内容で支払いを区分し、「5 (1)日常生活圏域ニーズ調査の実施、集計及び分析等支援」については、平成31(2019)年度の業務完了後、その他の内容については令和2(2020)年度の業務完了後にそれぞれ一括で支払う。
- (4) 事業者は、業務の全部又は一部を再委託若しくは請け負わせてはならない。ただし、事前に書面にて報告し、市の承諾を得たときはこの限りでない。
- (5) 事業者は、個人情報等の機密情報の取り扱いに係る社内規定を整備し、その実質的な運用が行われていなければならない。
- (6) 報告書、調査結果データ、計画書等の著作権は、市に属する。
- (7) 事業者は、本仕様書に記載されていない事項について、疑義等が生じた場合は、速やかに市と協議を行い、指示及び承認を受けるものとする。

## 7 参 考

稲城市人口（令和元（2019）年7月1日現在）

総数：91,230人

65歳以上：19,312人

75歳以上：9,429人

以下余白